平成２２年（フ）第９８号
秋田県湯沢市二井田字拾上19番地１
債務者　大山　哲郎
１　決定年月日時　平成22年12月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高橋　敏朗
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月３日午後２時
５　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第８００号
埼玉県坂戸市中富町72番地12　シティーパレス中富Ⅰ―105号室
債務者　菊池　康之
１　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　志摩　　勇
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月23日午前10時20分
５　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１３７号
岩手県大船渡市立根町字萱中116番地17
債務者　今野　春香
１　決定年月日時　平成22年12月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第２００号
鹿児島県霧島市国分広瀬１丁目24番43―10号
債務者　山下　兼市
１　決定年月日時　平成22年12月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第２０１号
鹿児島県霧島市国分広瀬１丁目24番43―10号
債務者　山下富枝子
１　決定年月日時　平成22年12月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第５５２号
函館市松陰町21番21号
債務者　小甲　広子（旧姓佐藤）
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５７０号
函館市中道２丁目19番12号
債務者　石井　恵美
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５７３号
函館市北浜町２番３―203号
債務者　渡邊滿智子
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２８７号
群馬県太田市東別所町248番地１　リゾートコーポ201号
債務者　橋本　光洋
１　決定年月日時　平成22年12月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１８４７号
さいたま市桜区栄和３丁目２番25―202号
債務者　鈴木絵美子（旧姓秋葉・坂野）
１　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８８３号
埼玉県所沢市緑町２丁目９番17―102号　パレ新所沢
債務者　井上　供子
１　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８８７号
埼玉県所沢市並木２丁目３番地１―1117
債務者　小林ヒロ子
１　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８０６号
川崎市多摩区菅仙谷１丁目２番９号
債務者　清水　麻子
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月25日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８９２号
埼玉県坂戸市三光町28番地５
債務者　佐藤　光明
１　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月23日午後１時10分
さいたま地方裁判所川越支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第５４８号
埼玉県さいたま市見沼区春野２丁目４番３―104号、破産手続開始時の住所埼玉県さいたま市岩槻区加倉２丁目12番13号
破産者　荒井　達至
１　決定年月日　平成22年12月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２３８号
埼玉県越谷市南越谷５丁目14番地１　プチメゾンＣ棟201号、開始決定時の住所埼玉県越谷市東越谷４―11　レオパレス越谷第５―203号室
破産者　原口　則子
１　決定年月日　平成22年12月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係